

国の動向について

○スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号) ※令和七年改正

(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第十七条の二 地方公共団体は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。)の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体(第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。)その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

国の動向について

2025年（令和7年）12月 文部科学省 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する 総合的なガイドライン」公表

改革 理念

将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・
文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実

教育的意義
多種多様な活動
新たな価値

改革 期間

R8年度	R9年度	R10年度	中間 評価	R11年度	R12年度	R13年度
改革実行期間（前期）			→	改革実行期間（後期）		

取組 方針

- 休日** 改革実行期間内に、原則全ての学校部活動において
地域展開の実現を目指す
- 平日** 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進

認定 制度

国が定めた要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ
活動の認定を行う仕組みを構築